

確定申告のお知らせ

問十和田税務署 ☎ 3153

確定申告書作成会場のご案内

とき 2月1日(火)～3月15日(火) 午前9時～午後5時
※土・日曜日、休日を除く

ところ 十和田奥入瀬合同庁舎1階 共用会議室
※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、2月16日(水)よりも前から公的年金を受給されている人を主な対象として、申告相談を受け付けます。

※市役所の申告相談などについては、広報とわだ2月号や市ホームページなどでお知らせします。

申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ❖ 「入場整理券」は、会場での当日配布とLINEによる事前発行があります。
- ❖ 「入場整理券」の配布状況に応じて、後日来場をお願いすることもありますので、ご了承ください。
- ❖ 配布方法の詳細は、国税庁ホームページからご確認ください。

申告が必要な支援給付金などをご確認ください

問税務課 ☎ 6766

新型コロナウイルス感染症に係る支援給付金などは、一部（非課税のもの）を除き令和3年中の収入として申告が必要です。なお、掲載している給付金などのほかに国や県から支給を受けている場合は、各担当機関にお問い合わせください。

申告が必要な給付金・補助金・交付金（課税）

名称	所得の種目
十和田市新生児子育て支援給付金	一時所得
十和田市新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金	事業所得等
十和田市飲食業支援給付金	事業所得等
十和田市経済支援対策給付金	事業所得等
小規模事業者持続化補助金	事業所得等
持続化給付金	事業所得等
十和田市米価下落対策緊急支援事業交付金	事業所得等

※一時所得の合計額が50万円以下の場合は、税額に影響ありません。

申告の必要がない給付金（非課税）

名称
子育て世帯への臨時特別給付金
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金



あなたの街の

法律相談

～第59回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「同一労働同一賃金の原則」についてです。

問まちづくり支援課 ☎ 6777

Q 短時間・有期雇用（パートタイマー、契約社員）の従業員の待遇に関する法改正があったと聞きましたが、どのようなものですか。

A パートタイマーや契約社員として働く従業員が、無期雇用（正社員）で働く従業員との間で、待遇面で不当な扱いを受けていることが社会問題となる中、平成30年に

働き方改革推進法が成立し、正社員との間で不合理な差別を禁止するための法改正がなされました。

Q どのように改正されたのですか。

A 短時間・有期雇用労働法では、事業主に対し、パートタイマー・契約社員などの基本給、賞与その他の待遇について、通常の労働者の待遇との間で不合理な相違を設けてはならないとしました。「同一労働同一賃金の原則」といわれるものです。

Q パートタイマー・契約社員と正社員は同じ待遇にしなければならぬのでしょうか。

A 改正法が禁じているのは「不合理な相違」であって、常に同じ待遇でなければならないとしているわけではありません。「業務の内容、当該業務に伴う責任の程度（職務の内容）」「当該職務内容および配置の変更の範囲」「その他の事情」に照

らして適切なものであれば認められます。

Q 現在、パートタイマーなど有期雇用で働いている人で、正社員との待遇の差に疑問がある場合、会社に対して説明を求めることはできるのでしょうか。

A 事業主に対して説明を求めることができます。厚生労働省の「事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置についての指針」では、説明を求められた事業主は、職務内容や職務内容・配置変更の範囲の最も近いと判断する「通常の労働者」と比較して、待遇相違の内容について、待遇に関する基準の相違の有無を説明し、かつ、両者の待遇の個別具体的内容または当該待遇に関する基準を説明することとされています。

（文責 弁護士 橋本 明広）
弁護士法人青空と大地 ☎ 5162